平成２２年（フ）第７３号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目19番10号、前住所三重県亀山市関町会下1360番地14
債務者　大山　清二
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３号
三重県鈴鹿市東江島町27番６号、前住所愛知県名古屋市天白区原２丁目3511番地　ルミエール原302号
債務者　島田　美和
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２号
三重県鈴鹿市桜島町１丁目15番地の12、前住所三重県鈴鹿市神戸５丁目12番26号
債務者　山内　美穂（旧姓加田）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１２号
三重県鈴鹿市江島本町１番13号
債務者　兼子　定宜
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２４号
神戸市東灘区御影中町１―15―22　パーソナルハイツ御影305号、住民票上の住所神戸市東灘区深江本町２丁目９番27号
債務者　島尻　明徳
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番25―103号
債務者　横山　美香
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３４号
神戸市長田区大道通３丁目１番地フレール長田大道213号
債務者　坂口　則子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５６号
神戸市北区東大池３丁目35番11号
債務者　浅倉　庸志
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８１号
神戸市中央区山本通２丁目12番19号パールライフ４－Ｂ
債務者　黒田　利則
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８２号
神戸市中央区山本通２丁目12番19号パールライフ４－Ｂ
債務者　黒田　由香
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１０号
神戸市北区花山東町１番８―304号
債務者　川本　大地
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８４号
神戸市垂水区旭が丘３丁目15番39号
債務者　坂口　智幸
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２号
兵庫県伊丹市桜ケ丘７丁目１番10―303号
債務者　水本　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８５号
兵庫県川西市西多田２丁目23番２号105
債務者　村田　喜紀
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５５号
広島県尾道市山波町3082番地17
債務者　岡田　雅昭
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
広島県三原市宗郷１丁目４番19号
債務者　田房久美子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
広島県尾道市因島重井町5799番地１　マリンハイムＧ201号
債務者　川口　年男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係